○農林水産省令第十一号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十条第一項第二号の規定に基づき、畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓

畜産経営の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（正当な理由に関する指定の要件） **第十九条**　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。 一　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること。 二～九　（略） 十　当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行つたこと。	（正当な理由に関する指定の要件） **第十九条**　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。 一　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。 二～九　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十八第一号及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等） **第十三条**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。 一～七　（略）	（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等） **第十三条**　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。 一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、貸借対照表の評価・換算差額等（第九十八条第一項第二号に掲げる評価・換算差額等をいう。）の科目に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を控除した額 二　法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金の額 三　第三十一条第一項第三号に掲げる異常危険準備金の額 四　一般貸倒引当金の額